

加賀藩御定書卷二

御城中御定書

一 御留守之節御城中之御定

留守中城中之定

- 一、城中所々番人無懈怠可相勤、自然替り時分相番人遅參候はゞ、人持番を斷、得指圖可罷歸。附、泊り番之者七つ時に替可申候。夜に入番所請取渡仕間敷事。
- 一、夜四つに所々番人ふせり可申候。宿より菓子・酒など取寄給候儀停止之事。
- 一、用所有之登城仕面々、并番人供之人數、在城定之通可相守事。
- 一、火事之節召連候供之人數、別紙定之通相違有間敷事。
- 一、自然於城中喧嘩等仕出刻、番切に可致裁許。但、様子により隣之番人者可出合。組頭罷出落着可申付事。
- 一、破損修理等申付刻、職人并普請者共、奉行人召連、番

所々斷可爲致出入事。

- 一、主人不召連下々、番所に主人之名を申斷可相通。惣而城中出入候もの、番人改に隨ふべし。違背之輩可爲曲言事。
- 一、門之あけたて、朝夕六時たるべき事。
- 一、城中より注進之儀、其番所より小幡宮内方へ早速可申遣事。

右之條々相違有間鋪者也。

寛文元年十月八日 御印

二 御在國之節御城中之御定

覺

- 一、城中泊番之者、七過替可申候。夜に入番所請取渡仕間敷事。
- 一、夜四に所々番人臥可申候。宿より菓子・酒など取寄給候儀停止之事。
- 一、四以後用所有之刻、當番組頭より所々に切手可遣事。
- 一、四に番人臥候刻、當番組頭・小將横目・徒行横目一人充、二之丸中番所其外打廻り、火之用心堅く可申付事。